

平成20年度第6回理事会議事録

日 時 平成21年1月14日(水) 15:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

佐治副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、森常務理事、臼井、尾崎、小関、落田、久保田、篠宮、竹田、田中、中内、不老、樋口、古川、松田の各理事

<委任>

森会長、監物常務理事、有賀、斉藤、坂本、鈴木、福島、御手洗、渡邊の各理事(議長に委任)

<監事>

市川監事

理事総数26名、うち出席17名、委任9名、計26名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

なお、森会長は公務のため委任となったことから、寄附行為第24条第2項により佐治副会長が議事を進行した。

議 案

第1号 第65回国民体育大会冬季大会開催地(北海道)の決定について

(泉委員長)

昨年9月10日開催の第4回理事会で森会長及び国体委員長に一任されていた第65回国民体育大会冬季大会開催地の選定及び決定の件に関して、去る12月22日、高橋はるみ北海道知事から開催受諾の回答があった。

北海道では、これまで数多くの冬季大会を開催するとともに、いずれも成功裏に終了しており、また、各種の国内外の重要な大会を毎シーズン開催するなど、競技運営においても十分な実績がある。

会場地については、スケート・アイスホッケー競技会を釧路市、スキー競技会を札幌市で開催する計画であり、会期を含め、今後、関係機関・団体間で調整することとしている。

本件については、各中央競技団体の了承を得ており、文部科学省の了解

など必要な手続きも終了していることを説明し、第65回国民体育大会冬季大会の開催地として北海道を決定したい旨諮り、満場一致で承認。

承認後、佐治副会長から立川北海道東京事務所長に開催決定書が手渡され、立川北海道東京事務所長より謝辞が述べられた。

(降雪のため到着が遅れた佐藤北海道副知事より、議事終了後、開催地決定に対する謝辞が述べられた。)

報告事項

1. 会務関係 (岡崎専務理事)

・平成21年度国庫補助金内示について

平成21年度国庫補助金概算要求は、昨年9月10日開催の第4回理事会において合計5億3千8百19万5千円にて要求する旨の報告をしていたが、12月までに行われた予算編成の結果、資料のとおり、20年度補助金額に対して2百47万7千円増の5億3千5百65万1千円となった。

内訳としては、「スポーツ指導者養成事業」の7事業に、20年度に対し、1千3百1万5千円増の2億3百77万8千円。「アジア地区スポーツ交流事業」は、日・韓・中ジュニア交流事業が日本開催から韓国派遣なることから減額要望したこと、日韓スポーツ交流事業の規模拡充が認められたことから、20年度に対し7百99万4千円減の3億2千4百12万8千円。「海外青少年スポーツ振興事業(ODA)」は、参加者数実績での査定により、20年度に対し、2百54万4千円減の7百74万5千円となった。

また、文部科学省委託事業の「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」は、20年度に対し、3億9千6百万円程度の減額となっているが、スポーツ振興くじ助成に振替えることとなるため、20年度と同額程度の予算が確保できる見通しである。

昨年7月9日開催の第3回理事会で会長一任となっていた平成21年度「スポーツ振興基金」及び「スポーツ振興くじ」に対する助成金の要望については、日本スポーツ振興センターの助成金募集が2月上旬となっているため、次回以降の理事会で要望額等を報告することを報告。

2. 国民体育大会関係 (泉委員長)

(1) 国民体育大会冬季大会開催地のローテーション化に係る考え方について

国民体育大会委員会では、冬季大会検討プロジェクトにおいて、「開催

地の経費負担軽減」と併せ、「開催地のローテーション化」を大きな柱として、これまで3年にわたり検討を進めてきた。

検討プロジェクトでは、冬季競技団体から報告された各都道府県における競技施設の整備状況、競技会運営のための審判員等競技役員の養成状況をもとに、ローテーション化の考え方の素案を作成し、「冬季大会開催に係る都道府県との打合せ会議」を2度開催するとともに、「各都道府県への最終意見調査」による意見・要望等を取りまとめ、昨年12月17日開催の第4回国民体育大会委員会に諮り、承認を得た。

ローテーション化の基本的な考え方として、(1)競技ごとにそれぞれ開催可能な都道府県を「A」～「E」の5グループに分け、グループによるローテーションを行う。原則として回数を同じくする大会(各競技会)は、3競技会全てを同一グループ内の都道府県において開催する。(2)各グループは、原則として近接する県を組み合わせることとする。ただし、各県の開催頻度を可能な限り平準化する必要があることから、近接しない県を組み合わせる場合もある。(3)各県の開催頻度が概ね10年に1度となることを基本とする。1県で構成されるグループについては、開催頻度の平準化のため、2巡に1度のローテーションとすることとした。

グループ編成案は、ローテーション化の基本的な考え方に基づき、開催可能な都道府県のグループ分けを行った。なお、冬季大会の開催実績があっても、競技施設の閉鎖・老朽化等により開催が困難であると判断された場合は、ローテーションの対象としていない。今後の取り進めについては、この基本的な考え方等に基づき、都道府県、中央競技団体等と具体的な開催順序等について協議を取り進めることとし、少なくとも平成22年開催の第65回大会より5大会程度、可能であれば10大会程度の開催順序について、当該都道府県、中央競技団体等と調整を行っていくとともに、その調整の結果並びに都道府県における今後の施設状況等によりグループ編成案を見直す場合がある。

最終的なローテーション等については、国民体育大会委員会の了承を得た上で、改めて理事会に報告する旨を報告。

質疑応答

- 白井理事 開催地の経費負担軽減については、どのような対応があるか。
- 泉委員長 第64回冬季大会よりスポーツ振興くじから冬季大会への助成が開始される。
- 岡崎専務理事 本会交付金、国庫補助金、スポーツ振興くじ助成金を中心に1億

円程度の事業費を用意できる見込である。(但し、冬季競技3競技への補助金等の総額)

- 泉委員長 冬季3競技団体からも経費負担がなされる。
- 臼井理事 冬季大会への参加都道府県側からの経費負担についてはどのように考えているか。
- 泉委員長 国民体育大会委員会では、その点についても議論を行った。参加都道府県に対し、新たな経費負担を依頼することは困難なため、現段階では積極的な導入は考えていないが、国民体育大会委員会において、引き続き検討していくこととしている。

(2) 国民体育大会参加者傷害補償制度の改訂について

本制度については、近年、都道府県予選会を含む大会参加実人数と制度負担金納入者数との間に大きな隔たりが生じ、制度の運営・存続が危ぶまれる状況が続いていることから、各都道府県に対し、制度の必要性等について意見聴取を行い、その内容を踏まえた上で、制度の改訂案を提案し、昨年12月開催の国民体育大会委員会に諮り、承認を得たことについて、資料に基づき説明。(詳細別紙)

「補償対象者」と「補償期間」は、都道府県予選会が「単独の国体予選会」のみならず「国体予選を他の競技会と兼ねている」等、その実施形態が多岐にわたっており、純粋に「国体予選」に参加している者の把握が非常に困難であることから、ブロック大会以降を制度の対象とすることとした。「共済見舞金の内容」は、都道府県からの要望を受け、新たに「熱中症見舞金」を補償の対象とすることとした。「制度負担金額・傷害補償金額について」は、今回の改訂において、ブロック大会以降を制度の対象としたことにより、制度運営上の対象人数が大幅に減少することから、現行の一人当たりの制度負担金額1,000円の範囲内で、死亡補償金額をはじめとする各種の補償金等の額を改めて設定した。制度は平成21年4月20日より改訂し、第64回国民体育大会(新潟県)の各ブロック大会より適用する。なお、今回の制度改訂に伴い、都道府県代表選考段階における傷害等に対する補償は、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において対応することを明記した旨を報告。

3. スポーツ指導者育成事業関係 (岡崎専務理事)

- ・平成20年度公認スポーツ指導者全国研修会の終了について

去る12月13日(土)に都内ホテルにて、公認スポーツ指導者433

名の参加を得て開催。

開会式では永年にわたり公認スポーツ指導者等として尽力され、顕著な功績が認められた211名の表彰式を実施した。

研修会は、「スポーツ指導者の資質 ～見直そう指導者のモラル～」を全体テーマとして、特別講演及びシンポジウムを実施し盛会裏に終了したことを、資料に基づき報告。

4. 生涯スポーツ推進事業関係 (森委員長)

(1) 平成21年度総合型地域スポーツクラブ育成推進事業の一部事業の見直し等について

これまで文部科学省委託事業として本会が実施していた総合型地域スポーツクラブ育成推進事業のうち、育成指定クラブ委託事業については日本スポーツ振興センターが行うスポーツ振興くじの助成事業として実施することとなった。このため本会では平成21年度の総合型クラブ創設支援に対する助成について、都道府県体育協会等を通じて募集を行い、日本スポーツ振興センターへ助成金の交付要望書を申請することとなった。

また、既に設立した総合型クラブへの活動支援事業については、全国272クラブを対象に事業費総額約9億3千万円となる。既に日本スポーツ振興センターへ交付要望書を提出し、助成審査委員会を経て、4月中旬には交付が内定する見込みである。

総合型地域スポーツクラブ育成推進事業について、本会での進捗状況は、これまで都道府県体育協会との連携により、計926のクラブ創設に取り組んできている。文部科学省の調査では、平成20年7月1日現在、全国の1,810市区町村のうち1,046市区町村において、2,768のクラブが創設あるいは創設準備中であり、全市区町村における育成割合は57.8%となっていることについて報告。

(2) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(仮称)について

昨年3月5日開催の第7回理事会において報告した総合型地域スポーツクラブ全国協議会(仮称)について、各都道府県から選任されたクラブ代表者による9ブロック別の設立準備委員会を開催し、設立準備委員となるブロック代表者の選任を行った。その後、設立準備委員会を開催し、設立の趣旨、目的、規約等の協議を行い、来る2月6日に総合型地域スポーツクラブ全国協議会設立総会を本会で開催することを報告。

なお、総合型地域スポーツクラブ全国協議会は、本会100周年記念事

業の一環として取組むことを併せて報告。

5. 国際交流事業関係

(松田委員長)

(1) 2008年アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業の終了について

去る11月5日(水)から12日(水)までの8日間、近隣のアジア諸国14の国・地域から、計27名の指導者及びスポーツ行政担当者等が参加し、我が国における青少年スポーツ活動を含めたスポーツ事情について視察・研修を実施した。

内容は、文部科学省による「我が国の生涯スポーツの現状と課題」の講演、「各国・地域におけるスポーツフォアオールのための財源確保」に関し、本会及び日本卓球協会の現状と取り組みを説明し、各国・地域からの事例発表等を行うとともに、神奈川県内の総合型地域スポーツクラブの見学を行うなど、相互情報交換等を通じて有意義な交流親善が図られたことを、資料に基づき報告。

(2) 2008年日中成人スポーツ交流事業(受入)の終了について

2007年に日中両国政府が定めた「日中文化・スポーツ交流年」を記念して開始した日中成人スポーツ交流事業は、去る12月4日(木)から9日(火)までの6日間、テニス、卓球、バドミントン、ボウリングの4競技に、総勢60名の中国選手団を受入れ、埼玉県内の各会場で競技会を実施したことについて、資料に基づき報告。

(3) 平成20年度日中スポーツ交流指導者育成代表団受入事業の終了について

本会と中華全国体育総会は、両国における指導者養成システムの充実・発展のため、相互に隔年で指導者の派遣を行っており、去る12月12日(金)から18日(木)までの7日間、陳団長以下3名の代表団を東京及び北海道で受入れたことについて、資料に基づき報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、本日、理事会終了後16時から記者クラブとの懇親会を行うこと、次回理事会は3月11日(水)の15時から開始時間を変更して開催し、16時30分から体協記者クラブとの懇話会を併せて開催することを確認後、14時50分閉会。

国民体育大会参加者傷害補償制度内容の対比表

項目	現行	改訂後
1. 目的	<p>本会が国民体育大会活動の参加者に対して、傷害補償金(共済見舞金)を給付することにより、本会および各都道府県体育協会の社会的責任体制を整えらるとともに、相互扶助の精神に基づく全参加者の傷害補償制度として国民スポーツの発展に資することを目的とする。</p>	<p>本会が国民体育大会活動の参加者に対して、傷害補償金(共済見舞金)を給付することにより、本会および各都道府県体育協会の社会的責任体制を整えらるとともに、相互扶助の精神に基づく全(削除)参加者の傷害補償制度として国民スポーツの発展に資することを目的とする。</p>
2. 補償内容		
(1) 補償対象者	<p>選手 監督 国民体育大会において実施される正式競技種目及び公開競技種目の都道府県予選会、ブロック大会、または本大会に参加する選手 監督をいう。ただし、高等学校野球競技参加選手 監督、ならびに予選会免除対象選手については、本大会における競技に参加する選手及び監督のみを対象とする。</p> <p>選手団本部役員 ブロック大会及び本大会において編成される都道府県選手団本部役員をいい、顧問を含むものとする。</p> <p>視察員 ブロック大会及び本大会において編成され、各都道府県の視察員名簿に記載される者をいう</p> <p>その他選手団役員 ブロック大会及び本大会において編成され、選手団本部役員以外に各都道府県の選手団名簿に記載される者をいう</p>	<p>選手 監督 国民体育大会において実施される正式競技種目及び公開競技種目の都道府県予選会(削除)ブロック大会、または本大会に参加する選手 監督をいう。ただし、高等学校野球競技参加選手 監督、ならびに予選会免除対象選手(削除)については、本大会における競技に参加する選手及び監督のみを対象とする。</p> <p>選手団本部役員 (同左)</p> <p>視察員 (同左)</p> <p>その他選手団役員 (同左)</p>
(2) 補償対象競技	国民体育大会実施競技(正式・公開競技)	(同左)
(3) 補償期間	<p>都道府県大会参加中 各都道府県体育協会ならびに各都道府県競技団体が主催または共催し、競技会開催要項中に「国民体育大会都道府県代表選出のための予選会」あるいは「予選である」と旨が明記されている競技会に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間 各都道府県体育協会ならびに各都道府県競技団体以外の団体(中学校体育連盟、高等学校体育連盟を含む)の主催または共催による競技会で、その開催要項中に「国民体育大会都道府県代表選出のための予選会」あるいは「予選である」と旨が明記されている競技会に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。</p> <p>ブロック大会参加中 本会及び開催都道府県体育協会が主催する「国民体育大会ブロック大会」に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。ただし、各ブロック大会開会式、ブロック大会公式練習または各競技開始日のいずれか早い日の2日前から大会終了日の翌日までの間に限る。</p> <p>本大会参加中 本会が主催する「国民体育大会」に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。ただし、各本大会開会式または本大会公式練習のいずれか早い日の2日前から大会終了日の翌日までの間に限る。</p> <p>その他 各都道府県体育協会または各都道府県競技団体が主催または共催する、選手団結団式または解団式に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。</p> <p>ブロック大会・本大会に向けての強化練習または強化合宿」は含まない。</p>	<p>都道府県大会参加中 (削除)</p> <p>ブロック大会参加中 (同左)</p> <p>本大会参加中 (同左)</p> <p>その他 (同左)</p> <p>(同左)</p>
(4) 傷害補償金の内容	<p>死亡補償金 補償対象者が補償対象に定める傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に支払う補償金。</p> <p>後遺障害補償金 補償対象者が補償対象に定める傷害を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときに支払う補償金。</p> <p>入院補償金 補償対象者が補償対象に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合に支払う補償金。(事故の発生から180日間を限度に最大180日分支払う)</p> <p>手術補償金 入院補償金が支払われる場合で、補償対象者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときに支払う補償金。</p> <p>通院補償金 補償対象者が補償対象に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合に支払う補償金。(事故の発生から180日間を限度に最大90日分支払う)</p>	<p>死亡補償金 (同左)</p> <p>後遺障害補償金 (同左)</p> <p>入院補償金 (同左)</p> <p>手術補償金 (同左)</p> <p>通院補償金 (同左)</p>

国民体育大会参加者傷害補償制度内容の対比表

項目	現行	改訂後										
(5) 共済見舞金の内容	<p>死亡見舞金 補償対象者が補償対象に定める傷害または疾病を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に支払う見舞金。</p> <p>後遺障害見舞金 補償対象者が補償対象に定める傷害または疾病を被り、その直接の結果として、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときに支払う見舞金。</p> <p>(参考)傷害補償金、共済見舞金の対象となる内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象となる事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・傷害補償金〔2-(4)-〕</td> <td>傷害</td> </tr> <tr> <td>・共済見舞金〔2-(5)〕</td> <td>傷害または疾病(熱中症含)</td> </tr> <tr> <td>・後遺障害見舞金〔 〕</td> <td>後遺障害</td> </tr> <tr> <td>・熱中症見舞金〔 〕</td> <td>熱中症</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象となる事故	・傷害補償金〔2-(4)-〕	傷害	・共済見舞金〔2-(5)〕	傷害または疾病(熱中症含)	・後遺障害見舞金〔 〕	後遺障害	・熱中症見舞金〔 〕	熱中症	<p>死亡見舞金 (同左)</p> <p>後遺障害見舞金 (同左)</p> <p>熱中症見舞金 (新規 補償範囲の拡大) 補償対象者が急激、かつ外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被り、入院又は手術又は通院を伴った場合に支払う見舞金。 (入院、手術、通院の各見舞金が支払われる条件は、入院補償金(上記(4)-)、手術補償金(上記(4)-)、通院補償金(上記(4)-)と同様。)</p> <p>給付規定・パンフレット等への記載内容については現在調整中</p>
	項目	対象となる事故										
・傷害補償金〔2-(4)-〕	傷害											
・共済見舞金〔2-(5)〕	傷害または疾病(熱中症含)											
・後遺障害見舞金〔 〕	後遺障害											
・熱中症見舞金〔 〕	熱中症											

3. 制度負担金額・傷害補償金額

(1)制度負担金額・傷害補償金額

制度負担金	都道府県予選会のみ参加者	700円
	ブロック大会以降参加者	1,000円
傷害補償金	死亡補償金	5,000万円
	後遺障害補償金	1
	入院補償金(1日につき)	7,500円
	手術補償金	2
	通院補償金(1日につき)	5,000円
共済見舞金	死亡見舞金	200万円
	後遺障害見舞金	3

1後遺障害補償金は、死亡補償金額(5,000万円)に後遺障害の内容により定められた割合(5%~100%)を乗じた額が支給される
 2手術補償金は、入院補償金額に手術内容により定められた倍率(10倍~40倍)を乗じた額が支給される
 3後遺障害見舞金は、死亡見舞金額(200万円)に後遺障害の内容により定められた割合(5%~100%)を乗じた額が支給される

制度負担金		1,000円	
傷害補償金	死亡補償金	3,000万円	
	後遺障害補償金	1	
	入院補償金(1日につき)	3,600円	
	手術補償金	2	
	通院補償金(1日につき)	2,400円	
共済見舞金	死亡見舞金	200万円	
	後遺障害見舞金	3	
	熱中症見舞金	入院	3,600円
		手術	4
	通院	2,400円	

1後遺障害補償金は、死亡補償金額(3,000万円)に後遺障害の内容により定められた割合(5%~100%)を乗じた額が支給される
 2手術補償金は、入院補償金額に、手術内容により定められた倍率(10倍~40倍)を乗じた額が支給される
 3後遺障害見舞金は、死亡見舞金額(200万円)に後遺障害の内容により定められた割合(5%~100%)を乗じた額が支給される
 4熱中症見舞金(手術)は、熱中症見舞金(入院)に、手術内容により定められた倍率(10倍~40倍)を乗じた額が支給される

4. 実施時期

平成17年4月20日より適用

平成21年4月20日より適用

5. その他留意事項

制度負担金の納入は、当該年度で1回となる。(例 第63回国民体育大会本大会に参加した本部役員が第64回国民体育大会冬季大会に参加した場合には、制度負担金納入は1回分でよい)

都道府県において、制度の対象となる者の名簿をそろえておくこと。(氏名、年齢、性別の記載されているもの。プログラム等既存の資料でよい。日本体育協会への提出は原則不要。ただし、日本体育協会にて参加者の確認が必要となった場合に提出を求めることがあります。)

制度負担金の取りまとめについては、都道府県において対応する。(例 参加料に含める。選手本人が負担する等)

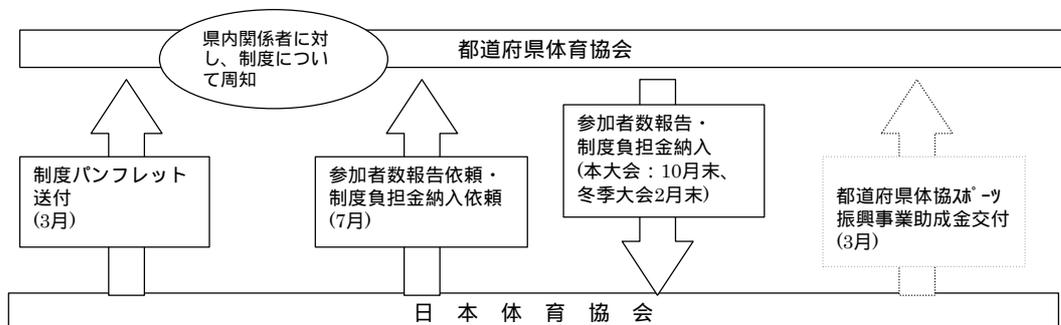
(同左)

(同左)

(同左)

都道府県代表選考過程における傷害等に対する補償は、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において対応する。

事務手続き



当該都道府県における制度負担金納入者一人あたり50円を当該都道府県体育協会に対しスポーツ振興事業助成金として交付する。